

## 1 利用可能日

- (1) 毎日

※ただし、管理者が施設管理上支障があると判断する日を除く。

## 2 利用場所

- (1) 屋上広場  
(2) 出入国ロビー

## 3 利用時間

- (1) 屋上広場：24時間  
(2) 出入国ロビー：9:00～21:30

※ただし、客船入港やその他の理由において利用可能時間を変更する場合がございます。その場合は変更時間に従っていただきます。

## 4 利用料金

- (1) 婚礼撮影料金

お二人の門出をお祝いし、婚礼撮影でのご利用は特別料金となります。

※来館人数が6人を超える場合、別途費用が発生いたします。

➤婚礼撮影料金（税込）

種 別	単 位	金 額
スチール撮影	1日（4時間まで）	通常 <del>15,000円</del> → 10,000円
ムービー撮影	1日（4時間まで）	通常 <del>30,000円</del> → 20,000円

- ・上記料金は、フロアごとの撮影料となります。
- ・ロビーと屋上で撮影される場合は、2フロア分の料金が必要となります。
- ・上記料金は、1日当たりの料金です。日付をまたいでの撮影は、2日分の料金が必要となります。
- ・撮影料金は1階防災センターの券売機で精算してください。
- ・撮影料金は事前精算となります。お支払い後に撮影料金は返還できません。

- (2) 控室

控え室（T-1、T-3 会議室、アスカラウンジ）を有料でご利用いただけます。別途、控え室の利用申請よりお申し込みください。

➤控え室（T-1、T-3 会議室、アスカラウンジ）利用料（税込）

時 間	一日料金	備考
T-1	5,000円	飲食可
T-3	13,000円	飲食可
アスカラウンジ	49,000円	飲料可・食事不可

## 5 利用申込みの流れ

### (1) 申請期間

撮影予定日の3カ月前から10日前まで受け付けています。

### (2) 申請書の提出

「撮影規定」と「非反社会的勢力表明書」をお読みになり、「撮影申請書」を記入の上、FAXまたはHP上のフォームよりお申し込みください。

#### 【申請、問い合わせ先】

横浜港大さん橋国際客船ターミナル 撮影担当

電話：045-211-2308（09:00～21:30※開館時間による）

#### 【申請先】

FAX：045-212-3872

もしくはHP上のフォームよりお申し込みください。

### (3) 審査と承認

撮影に問題なしと判断した場合、「撮影申請書」に「承認印」を押印したものを、撮影の約1か月前頃にご申請者へ返信いたします。

※『承認印が押された撮影申請書』は、撮影当日に必要となりますので、大切に保管してください。

※撮影日の5日前までに『承認印が押された撮影申請書』が届かない場合は、送受信トラブルの場合がありますので、恐れ入りますが撮影担当（Tel. 045-211-2308）へご確認ください。

## 6 撮影当日の流れ

### (1) 防災センターでの受付

撮影当日は、申請時に「撮影責任者」欄にお名前を記載された方が、撮影準備に入る前に『承認印が押された撮影申請書』等関連書類をご持参のうえ、大さん橋ターミナル 1F 防災センター（駐車場入口近く、365日24時間対応）にて必要な手続きを行ってください。

### (2) 料金支払い

支払いは利用日当日に、現金にて防災センター内の自動券売機で金額分のチケットを購入し、窓口へご提出ください。領収証の発行が可能です。

### (3) 「旗」と「腕章」の貸出

承認された撮影であることがわかるように、撮影場所に立てていただく「旗」、および撮影責任者（申請書の記載の担当者）につけていただく「腕章」を、お渡しします。

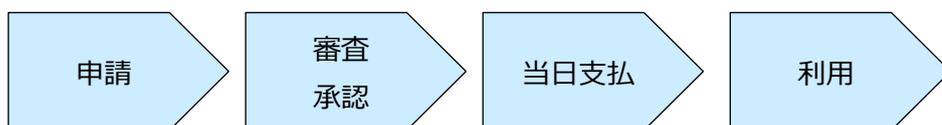
撮影場所へ「旗」を立てることと、撮影責任者は「腕章」をつけることを、厳守してください。

### (4) 「旗」と「腕章」の返却

撮影が終了後、撮影責任者は速やかに、「旗」および「腕章」を防災センター窓口に戻却し、「撮影終了」の報告をしてください。

※撮影現場は必ず原状回復をお願いいたします。万が一施設の汚損・破損等があった場合は、速やかにご報告ください。

フロー図



## 7 申込みの際の留意事項

### (1) 申請が必要となる撮影

下記に当てはまる撮影は、営利・非営利・プロ・アマチュア・人数に関わらず申請が必要です。

ア 「7-(2) 有料となる婚礼撮影について」に当てはまる撮影

イ 有料・無料に関わらず、大さん橋ターミナル敷地内の一定の場所を一時的に、排他的、独占的に使用する撮影

ウ 管理者が特に必要と判断する場合

### (2) 有料となる婚礼撮影について

以下の婚礼撮影は有料となります。

ア プロのカメラマンによる撮影。

イ 婚礼撮影と判断できる衣装を着用しての撮影。

ウ 撮影者と被写体との間で金銭を始めとする謝礼の授受がある場合。

エ 撮影成果物を何らかの収益を得る目的で利用する場合。

オ 大さん橋ターミナル敷地内の一定の場所に、一定時間とどまっただけの撮影。

カ その他、管理者が有料撮影と判断した場合。

### (3) 無料となる撮影について

「7-(2) 有料となる婚礼撮影について」に当てはまらないもの。

### (4) 虚偽の申請

下記のいずれかに該当する場合は承認を取り消し、1年間申請を認めないこととします。この場合においてこれらの処分によって生じた損害に対しては、その責任を一切負わないこととします。

ア 虚偽の申請を行っていた場合。

イ 情報提供などによって虚偽などの事実が判明した場合。

### (5) 撮影場所の変更

撮影当日、撮影申請で承認された場所以外での撮影は認められません。撮影場所の変更には事前の連絡が必要です。雨天などで撮影場所の変更を希望される場合は、お支払い手続き前にお申し出ください。

(例：屋上からロビーへの変更、ロビーから屋上への変更など)

### (6) 大さん橋からの情報発信

撮影風景を大さん橋の公式 SNS に掲載する場合がございます。不都合が生じる場合は事前にお知らせください。

### (7) 本人確認

申請に当たり、ご本人様確認書類などを提示していただく場合があります。

## 8 撮影にあたっての留意事項

### (1) 開館時間外の移動

ロビー開館時間は通常 9:00～21:30 です。開館時間外は駐車場エレベーターは停止していますので、屋上へお越しの際は交通広場横スロープをご利用ください。

### (2) 一般来館者への配慮

一般来館者の妨げやプライバシーの侵害にならないようご配慮ください。

(3) 客船の写り込み

客船が写り込む場合は、撮影者が船社に直接許可を得てください。

(4) 原状復帰の義務

施設を汚損・棄損・破損させた場合は、撮影者の責任と負担により原状に復していただきます。

(5) 以下に記載の場所での撮影は、特別な理由を除き、原則できません。

- ア 屋上芝生内
- イ すべてのスロープ内
- ウ CIQ プラザ
- エ クルーズデッキ
- オ 一般休憩所（待合スペース）
- カ 交通広場
- キ 駐車場

(6) 利用規約が守られていない場合、撮影途中であっても、撮影を中止していただきます。その際は、撮影料は返還いたしません。

(7) 当施設の既設電源は利用できません。

(8) データ提供について

申請場所での撮影であるかを確認するため、データ提出を求める場合がありますのでご承知おき下さい。その場合提出いただいたデータは、確認後に速やかに削除いたします。

## 9 キャンセル料について

(1) 撮影のキャンセル料

撮影料については、キャンセル料は発生しません。

なお、撮影利用者都合によりキャンセルする場合は、必ず事前にご連絡ください。ご連絡なくキャンセルされた場合は、今後の利用をお断りさせていただく場合がございます。

## 10 撮影の不承認と承認の取り消し

下記のいずれか1つでも該当する場合は、撮影の承認をいたしかねます。また、承認後であっても、下記に該当すると認められる場合は、即時にその承認を取り消します。次の事項に該当する場合は撮影承認を行いません。また、撮影料金は返還できません。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 密輸や麻薬取引等、横浜港のイメージを損なうとき。
- (3) 海に飛び込むシーン、爆破シーン、暴力シーンなど、危険な行為を伴うとき。
- (4) 火気を伴う機器やガソリン等の危険物を使用するとき。
- (5) 撮影利用者又はその代理者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標ぼうゴロその他これらに準ずる者）であることが認められるとき。
- (6) 施設の他の利用者に不都合が生じるおそれがあると認められるとき。
- (7) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (8) 施設の管理運営上支障があると認められるとき。
- (9) 撮影利用者が、利用の権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は転貸したとき。
- (10) 利用申込書等に虚偽の記載があったとき又は承諾した利用の目的及び内容と異なる利用をするとき。

- (11) 利用条件に反し、又は指定管理者が定める施設利用の規則等を遵守しなかったとき。
- (12) 指定管理者の指定した期日までに利用料金を支払わないとき。
- (13) 撮影利用者が銀行取引の停止、差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行等を受けたとき。
- (14) 撮影利用者に対する私的整理、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。
- (15) 災害その他不可抗力により、利用ができなくなったとき。
- (16) 感染症の大規模流行等により横浜市から指定管理者に営業の自粛要請があったとき。
- (17) 管理の都合上やむを得ない事由が発生したとき。
- (18) 前各項目に掲げるもののほか、指定管理者が利用を不適切と認めるとき。

## 11 撮影利用者の守るべき事項

撮影利用者は、次の事項を守らなければなりません。

- (1) 撮影時により生じたゴミ等は、必ずお持ち帰りください。
- (2) トイレやロビーでの着替えや化粧は禁止しています。控え室（有料）をご利用ください。
- (3) 撮影に当たっては、一般来館者の通行並び利用の妨げにならないよう撮影に関わる人員や機材を必要最小限にしてください。
- (4) 撮影中は、公共施設管理のため、管理者の指示に従ってください。
- (5) 撮影開始にあたり、撮影利用者の代表は、事前に管理者から指定腕章と旗の交付を受け、常に携帯し、終了時には速やかに返却してください。
- (6) 撮影中、責任者は必ず現場に常駐し管理してください。事故などのトラブルについての責任は一切負いません。
- (7) 施設、設備などに損害を与えた場合は、損害額を賠償していただきます。
- (8) 虚偽の申請により撮影した写真や映像等を使用した場合、これに対応して法的な手続きを取る場合があります。
- (9) 撮影利用者および関係者等の駐車車両は有料駐車場を利用ください。
- (10) 火災および災害等の発生時には、施設管理者の指示に従ってください。

## 12 個人情報

- (1) 入手した個人情報は本件利用以外で使用することはありません。

## 13 禁止事項（施設共通）

- (1) 第三者への使用権譲渡や転貸を含め、予約時の目的と異なる用途で使用する事。
- (2) 公序良俗に反する使用や危険を伴う使用、騒音・喧嘩・暴力などにより周囲に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 許可のない販売行為。
- (4) 建物、付帯設備、備品の損傷行為。（損害を与えた場合は賠償の対象となります。）
- (5) 政治活動、宗教活動、反社会的組織による利用、不法行為、善良な風俗を乱す行為及びそれらに類似するもの。
- (6) 通路や点字ブロックをふさぐ、占拠する行為
- (7) CIQ プラザや屋上の芝生等の立入禁止エリアへの入場。
- (8) 指定場所以外での喫煙

※禁止事項違反により、継続利用が困難と認められる場合は、直ちに利用を中止していただくことがあります

ます。その場合受領済み費用はご返金しません。

#### 14 利用の制限（施設共通）

- (1) 上記「禁止事項」に該当する場合
- (2) 「施設利用申請書」の記載に虚偽の申請があった場合
- (3) 管理者の注意・指示に従わない場合
- (4) 関係諸官庁から中止命令が出た場合
- (5) 客船入出港やイベント開催等により当施設内が混雑する場合
- (6) 客船入出港予定が変更した場合

※上記の項目に該当すると管理者が判断した場合、予約を受け付けず、また予約成立後であっても利用をお断りすることがございます。尚、このために生じた損害の賠償はいたしません。

#### 15 利用時の注意事項（施設共通）

- (1) 荷物、貴重品等の管理は各自で管理し、万が一事故、盗難、紛失等について管理者は責任を負いません。
- (2) 万が一、火災、盗難、紛失、破損、不慮の事故、災害などが発生した場合、当施設ではその責任・負担は一切負いませんので予めご了承ください。保険等が必要な場合は利用者側でご加入下さい。
- (3) ご利用の期間中に床の隙間へものを落とすと取ることができません。また、床材に対し汚損された場合は速やかにお申し出ください。
- (4) ゴミは必ずお持ち帰りください。
- (5) 裸足で歩いたり、手をついたりするとトゲが刺さる場合がありますのでご注意ください。
- (6) 施設では管理者の指示に従ってください。
- (7) 使用終了後は必ず原状回復をお願い致します。
- (8) 当施設の設備、什器備品など損傷、紛失された場合は実費賠償を申し受けます。

#### お問い合わせ

大さん橋国際客船ターミナル指定管理者 大さん橋撮影担当

〒231-0002 横浜市中区海岸通1-1-4 Tel.045-211-2308 Fax.045-212-3872